

口座管理手数料は無料です!!

# あしぎんで「個人向け国債」

募集期間 平成30年10月4日(木)～平成30年10月31日(水)

**固定  
3年** 銘柄名  
個人向け利付国庫債券  
(固定3年)第101回

**固定  
5年** 銘柄名  
個人向け利付国庫債券  
(固定5年)第91回

**変動  
10年** 銘柄名  
個人向け利付国庫債券  
(変動10年)第103回

	固定金利	固定金利	半年ごとの変動金利
利率	利率 年 0.05% (税引後利率 年 0.039%)	利率 年 0.05% (税引後利率 年 0.039%)	初回利率 年 0.09%(税引後 年 0.071%) 初回利子適用期間 平成30年11月15日～平成31年5月14日
発行日	平成30年11月15日(木)		
償還日	平成33年11月15日 (期間 3年)	平成35年11月15日 (期間 5年)	平成40年11月15日 (期間 10年)
利払日	毎年5月15日、11月15日(年2回)		
発行価格	額面100円あたり100円		
お申込み	額面1万円単位		
非課税制度	マル優・特別マル優の適用可 ※		

※ マル優・特別マル優のお取扱いは、障がい者の方や寡婦年金等を受給されている方などが対象になります。

\* ご相談の内容によりましては、ご購入いただけない場合もございますのであらかじめご了承ください。

一部お取扱いきない店舗があります。

## 【個人向け国債のご留意事項】

●公共債は、預金ではなく、預金保険の対象ではありません。●償還日(満期日)に額面金額にて償還されます。●個人向け国債を募集により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。●個人向け国債は、元本と利子の支払いを日本国政府が行うため、安全性の高い金融商品ですが、発行体である日本国の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生じるリスクがあります。●お申込みの際は、最新の「契約締結前交付書面」をお渡ししますので、内容を十分ご確認ください。ご自身でご判断ください。

## 【中途換金についてのご説明】

●個人向け国債の利払時期には、中途換金のできない期間があります。  
●個人向け国債は、発行から1年間、原則として中途換金はできません。なお、保有者がお亡くなりになった場合、又は災害救助法の適用対象となった大規模な自然災害により被害を受けられた場合は、発行から1年以内であっても中途換金が可能です。  
●個人向け国債を中途換金する際、原則として「直前2回分の各利子(税引前)相当額×0.79685」により算出される中途換金調整額が、売却される額面金額に経過利子相当額を加えた金額より差し引かれることになります。  
発行から一定期間の間に中途換金する場合には、上記の中途換金調整額が異なることがあります。  
詳しくは、お取引のある本店又は支店にお問い合わせください。



株式会社 足利銀行  
登録金融機関 関東財務局長(登金)第43号  
加入協会/日本証券業協会  
一般社団法人金融先物取引業協会